

日本による植民地統治の変化：「文化政治」「内地延長主義」への転換

1919年3月1日、京城（ソウル）に集まった朝鮮人、後に「民族代表33人」と呼ばれる人々が、朝鮮の独立と朝鮮人・朝鮮民族の民族自決を掲げた「独立宣言」を公表し、これに賛同した人々が朝鮮全土でデモ活動を展開した。この「三・一独立運動」に対し、朝鮮総督府は軍と警察による苛烈な武力鎮圧を進め、朝鮮の人々のなかに多くの死者を出すに至った。

三・一独立運動の発生は朝鮮総督府のみならず、日本政府にとっても想定外の事態であり、日本によるそれまでの朝鮮統治・植民地統治の方針を大きく転換させる契機となった。その転換は、以下のように概括されている⁽¹⁾。

三・一独立運動は日本帝国主義の朝鮮支配を大きく動揺させ、従来の軍事的支配＝「武断政治」の維持を不可能にさせた。日本は支配政策の手直しを余儀なくされ、1919年8月に海軍大将斎藤実が第三代朝鮮総督に就任すると、その下で総督武官制の廃止、憲兵警察制度から普通警察制度への転換、言論・出版・集会・結社の取締の緩和、「会社令」廃止、地方諮問機関の設置、「産米増殖計画」、第二次「朝鮮教育令」の制定などの新政策が相ついで実施された。これらの新政策が、「文化政治」と称されるものである。

朝鮮における「武断政治」から「文化政治」への転換と同様の方針転換は、台湾の植民地統治においても生じることとなった。そもそも、日本による植民地統治の制度的転換のきざしは、三・一独立運動の発生に先立つ形で生じていた。その政治的なきっかけとなったのが、1918年7月の原敬内閣の成立であった。本連載の(2)でも触れたが、日本による台湾領有当初、台湾事務局委員として台湾統治に関する意見書を提示していた原は、そのなかで台湾を「殖民地ノ類トハ看做ササル」案を支持しており、1918年に自らを首班とする政党内閣が組織されたことで、日本の植民地統治を見直す機会が到来した。これは、後藤新平によるいわゆる「特別統治主義」(本連載の(3)を参照)に基づく植民地統治とは対照的な、「内地延長主義」に基づく植民地統治へとつながっていくこととなった。この1910年代末期にあって、日本による植民地統治の方向性はひとつの転換点を迎えたといえる。

台湾における「内地延長主義」に基づいた植民地統治の内容は、以下のように概括されている⁽²⁾。

台湾統治の上で実施された一連の改革の内容を簡単に列挙すると、法律第三号の制定により、帝国議会の制定する法律を優先かつ原則としたこと、地方制度を改革し州・市・街・庄を地方公共団体とし、官選諮問機関として協議会を創設したこと、総督の行政的諮問機関として総督府評議会を設置したこと、内地の学校と中学校以上で接続する新教育令を制定したこと、内地の民法・商法・民事訴訟法等を一部例外を除き、台湾に延長施行したこと、などである。

また、朝鮮と同様にいわゆる「総督武官制」が廃止され、原敬内閣のもと、1919年10月に初代の文官総督として田健治郎が就任している。

世界史的な文脈で言えば、いわゆる「ウィルソン主義」に含まれる民族自決の原則を実現する世界各地での民族運動の系譜に連なる形で、台湾や朝鮮でも1910年代末期から1920年代に各種の民族運動が展開されていく。日本の植民地統治の方針転換は、「帝国主義による被抑圧という経験を通して、東アジア諸民族が多様な方向性でナショナルな次元での連帯を模索しはじめていたことが、体制の改編を促していたと見ることもできる」と指摘されているように⁽³⁾、台湾統治開始から20年あまりの時間をかけて構築されてきた日本の植民地統治に対する被統治社会からの、当時の国際社会における「連帯」のきざしを背景とした強い批判に突き動かされた側面があった。同時に、以下のように指摘されているとおり、日本による植民地統治の政策的な基調は「首尾一貫」していたといわれている⁽⁴⁾。

台湾と朝鮮におけるその支配を通じて、日本は、完全な方法論とまではいえないものの、おおむね首尾一貫した政策、すなわち第三代台湾総督であった乃木希典が「漸化」と呼んだ漸進的な包摂政策を遂行した(…)同化主義は、植民地時代の全期間にわたる包括的な指導的政策であり、その当初から実施されていたことを忘れるべきではないだろう。これは、同化のための日本語教育が首尾一貫しておこなわれていたことのうちに、はっきりとあらわれている。

ここで、日本による植民地統治の「包括的な指導的政策」と指摘されている、「同化主義」を象徴的に示す具体的な政策として「同化のための日本語教育」が挙げられている。植民地における教育政策は、植民地統治を速やかに遂行するための手段として、日本政府、とりわけ台湾総督府や朝鮮総督府などの植民地統治機関が、まさに「首尾一貫」して力を込めて策定・実施してきたものである。そこには明確に、その時々々の植民地統治の方針が反映されていた。

〔註〕

- (1) 糟谷憲一「朝鮮総督府の文化政治」、大江志乃夫ほか編集委員『岩波講座近代日本と植民地2 帝国統治の構造』、1992年、121頁。
- (2) 春山明哲・松田康博・松金公正・川上桃子編『台湾の歴史大全—基礎から研究へのレファレンス—』、藤原書店、2025年、143～144頁。
- (3) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、192～193頁。
- (4) 呉叡人著、梅森直之・山本和行訳『フォルモサ・イデオロギー—台湾ナショナリズムの勃興 1895-1945—』、みすず書房、2023年、108～109頁。